大田区新創業融資資金利子補給制度 ご 案 内

日本政策金融公庫大森支店(以下「公庫」)の「新創業融資制度」を利用し、一定の要件を満した場合、大田区が**最大36か月間利子の補助**をします。

1 対象者(以下の全てに該当していることが必要)

- (1) 公庫の新創業融資制度を利用していること
- (2) 約定どおり返済していること
- (3) 利子補給を受ける年の1月1日に区内に住所(法人は登記上の本店所在地、個人は住民登録地)又は主たる事業所を有していること
- (4) 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に定める中小企業者であること
- (5) 納期限までに支払うべき住民税、事業税等を完納していること
- (6) 区に対して債務がないこと
- (7) 区へ支払うべき債務について減額、免除、債権放棄を受けたときは、その決定日より 10 年間経過していること

2 対象となる金額及び期間

- (1) 利子補給の対象は、借入金額が10万円から2,000万円までの融資
- (2) 融資日の属する月から36か月の間に支払った利子の50%相当額
- (3) 次の事項に該当する場合は、その日をもって利子補給は終了
 - ① 事業を休業又は廃止した場合
 - ② 繰上償還により完済した場合

3 申請時の必要書類

融資決定後、区所定の申請書等必要書類をそろえて融資係に申請してください。

	個人の場合	法人の場合	
(1)	大田区新創業融資資金利子補給金交付申請書		
(2)	支払利息にかかる書類の発行依頼兼個人情報提供承諾書		
(3)	公庫発行の「お支払額明細書」のコピー(全て)		
(4)	前年度及び当年度の納期到来分の住民税の納税 (非課税)証明書	① 代表者(お住まいの市区町村窓口で取得)の 前年度及び当年度の納期到来分の住民税の納 税(非課税)証明書② 法人事業税及び法人都民税の納税証明書(決 算後納期が到来している場合)	
	※申請が4月・5月・6月の場合は、前年度の住民税の納税(非課税)証明書を提出		
(5)	税務署収受印のある確定申告書	履歴事項全部証明書(発行3か月以内のもの)	
	※申告前の場合は開業届出書等のコピー	※法人登記前の場合は賃貸借契約書のコピー	
(6)	区が求める書類(必要に応じて提出を求める場合があります。)		

4 申請から利子補給までの流れ

融資申込・ 決定

公庫に新創業融資制度による融資を申し込み、決定を受けてください。

区へ申請

公庫による融資の決定後、申請書等必要書類をそろえて区(融資係)へ申請してください。

利子補給期間: (開始) **区が受理した月** から (終了) **融資を受けた月から起算し36 か月後** まで 【例】融資を受けた月: 当該年6月 区が受理した月: 当該年7月の場合 利子補給期間は、当該年7月から3年後の5月までとなります。

交付可否の 決定・通知 申請書類の受理後、内容を審査し、交付決定通知又は不交付決定通知を送付します。

区へ 請求手続き (1月頃) 区(融資係)へ利子補給金の交付請求手続きをしてください。

※1月初旬に区から請求時期及び請求方法をご連絡します。

【提出書類】 ①大田区新創業融資資金利子補給金請求書

②区が求める書類(必要に応じて提出を求める場合があります。)

利子補給金の 支払い (3月頃)

公庫へ支払った利子額を確認した上で、毎年3月頃に申請者指定の口座に利子補給金を支払います。

5 利子補給金の支払い

毎年1月から12月までに公庫に支払った利子の50%相当額を**翌年3月頃に申請者の指定口座に振込み**ます。

【例】融資を受けた月及び区が受理した月が「当該年7月」、利子の支払い開始月が「当該年8月」の場合

回 数	利子補給の対象となる期間		振込時期
1回目	当該年8月	から 12月分まで(5か月分)	翌年3月頃
2回目	翌年1月	から 12月分まで(12か月分)	翌々年の3月頃
3回目	翌々年1月	から 12月分まで(12か月分)	3年後の3月頃
4回目	3年後の1月	から 6月分まで(6か月分)	4年後の3月頃

6 申請者情報の変更

住所や代表者等が変更となった場合、区へ届出が必要となります。「申請者情報変更届」を融資係へ提出してください。

◆ 申請書のダウンロード ◆

大田区トップページ ⇒ 産業振興 ⇒ 融資 ⇒ 開業に利用 ⇒ 新創業融資資金 https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yushi/sougyo-yuushi-shikin_rishi-hokyu.html

【問い合わせ先】 産業振興課融資係 電話 03 (3733) 6185 〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ2階